

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北熊本駐屯地
第392会計隊長 瀬川 清明

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件名：Aグループ 北熊本（R4）エレベーター保守（補給倉庫）
Bグループ 北熊本（R4）エレベーター保守（隊舎）
Cグループ 北熊本（R4）エレベーター保守（A庁舎）
- (2) 規格：各仕様書のとおり
- (3) 履行場所：陸上自衛隊北熊本駐屯地
- (4) 履行期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること、なお未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和01・02・03年度又は平成31・32・33年度及び令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で九州・沖縄地域のA、B、C、D等級に格付けされている者であること。
防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できるものであること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から陸幕会第1147号（27.12.2）「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（通達）」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 第6号の「資本関係又は人的関係のある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 資本関係がある場合
次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
 - (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係がある場合
次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再

生手続存続中の会社である場合は除く。

(7) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 公告の掲示場所

西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)

陸上自衛隊北熊本駐屯地、陸上自衛隊健軍駐屯地、陸上自衛隊熊本病院及び熊本商工会議所

4 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊北熊本駐屯地第392会計隊及び西部方面隊ホームページ

5 競争入札執行（開札）の場所及び日時

(1) 場 所：陸上自衛隊北熊本駐屯地 第392会計隊入札室

(2) 日 時：令和4年3月8日(火) 10時00分

6 保証金に関する事項

(1) 入札保証金：免除

ただし、落札者が契約を締結しない場合には、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金：免除

ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 落札決定方法

(1) 落札決定は、グループ別を実施する。

(2) 本公告第2項で示す競争に参加する者に必要な資格をすべて満たした者のうち、総額が予定価格の制限の範囲内の最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令第85条の規定により、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。

なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

8 入札方法

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書余白に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」と記載すること。

9 入札の無効

(1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

(2) 入札金額、入札者等が判明し難い入札

- (3) 電話・電報・FAX等による入札
- (4) 郵便による入札参加者の未到着の入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に係る記載がない場合及びその内容に虚偽があった場合、並びに暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約書の作成

落札者は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。なお、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

本委託業務の入札に係る契約締結は、本委託業務に係る令和4年度予算が成立することを条件とし、契約担当官等が記名押印して契約締結とする。

また、落札者がこの契約書案を提出しないときは、契約を結ばない落札者として、落札価格の100分の5に相当する金額の損害賠償の請求をする。加えて、競争契約の参加対象等について制限を行うことがある。

11 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の為、入札は郵便によるものとする。
- (2) 入札に関し委任を受けた者は、入札執行の前に「委任状」を提出すること。
- (3) 入札参加希望者は、令和4年3月3日（木）までに下記連絡先に入札参加希望の一報を入れること。
- (4) 資格審査結果通知書を令和4年3月4日（金）までに持参又は郵送（FAX可）により提出すること。
- (5) 郵便による入札は、令和4年3月7（月）17時00分までに必着するよう「書留」により郵送し「(入札日時及び入札件名) 入札書在中」と記入するとともに、郵送の実施の旨を必ず電話連絡をすること。
- (6) 入札（開札）日当日に不調となり再度入札を行う場合は、契約担当官より別示する。

12 入札及び仕様書に関する事項の問い合わせ先

- (1) 入札に関する事項
〒861-8064
熊本県熊本市北区八景水谷2丁目17番1号
陸上自衛隊北熊本駐屯地第392会計隊契約班（担当：池田）
TEL 096-343-3141（内線3348）
FAX 096-344-8807
- (2) 仕様書に関する事項
陸上自衛隊北熊本駐屯地業務隊管理科営繕班（担当：福嶋）
TEL 096-343-3141（内線3318）